

資料5-1

広島県肝疾患患者フォローアップシステムの課題と今後の方向性について

平成28年9月5日
広島県健康福祉局薬務課

現 状

H25年度～H27年度

H28年度

H29年度～

広島県肝疾患患者
フォローアップシステム

- ・目的: 肝炎患者の重症化予防
- ・対象: 県内に居住するキャリア
- ・内容: 登録者へ年1回の受診勧奨
- ・予算: 登録に係る調査票作成料等の手数料として医師に支出

(かかりつけ医: 1000円, 専門医: 1500円)

年度	H25	H26	H27	延べ登録者数
登録者数	109	840	611	1,560

第3次広島県肝炎
対策計画策定

フォローアップシステム
の検証を実施
(システムの持続可能性)

定期検査費用等の
助成

- フォローアップシステム登録者のみ
- ・初回精密検査費用: 初回のみ。無料
 - ・定期検査費用: 年2回
- 住民税非課税世帯: 無料

年度	H26	H27	合計
初回精密検査	12	28	40
定期検査	6	20	26

- フォローアップシステム登録者のみ
- ・初回精密検査費用: 初回のみ。無料
 - ・定期検査費用: 年2回
- 住民税非課税世帯: 無料
- 市町民税(所得割)課税年額235千円未満の者:
- 慢性肝炎 1回 3,000円の自己負担
 - 肝硬変、肝がん 1回 6,000円の自己負担

- ・定期検査費用の請求に係る診断書作成料: フォローアップシステムの受診調査票を使用しているため、患者の支出なし



現 状

広島県肝疾患患者フォローアップシステム

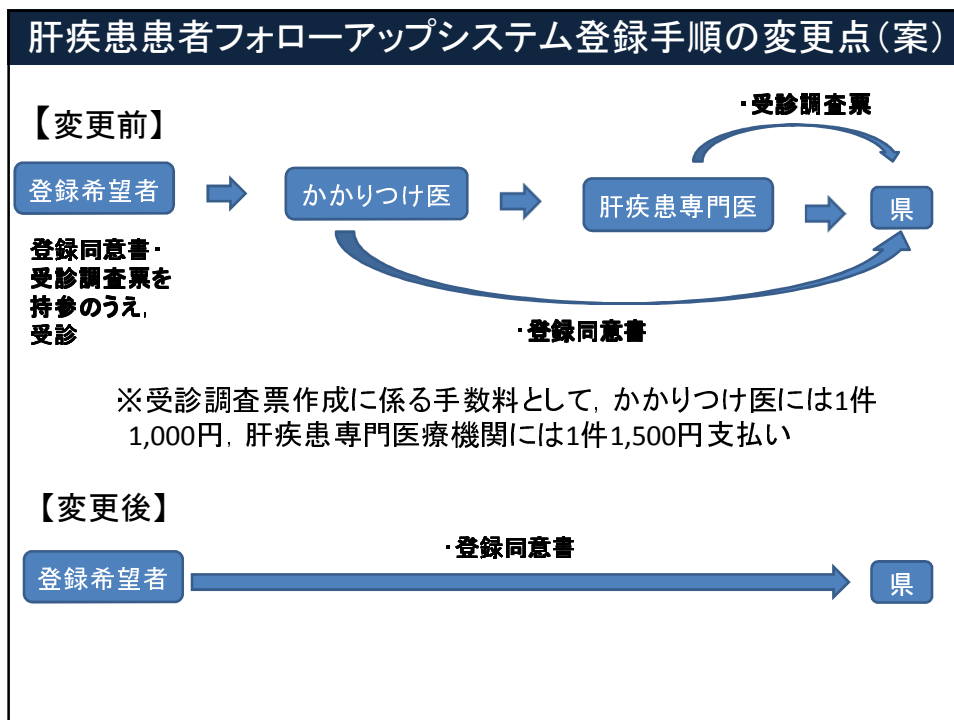
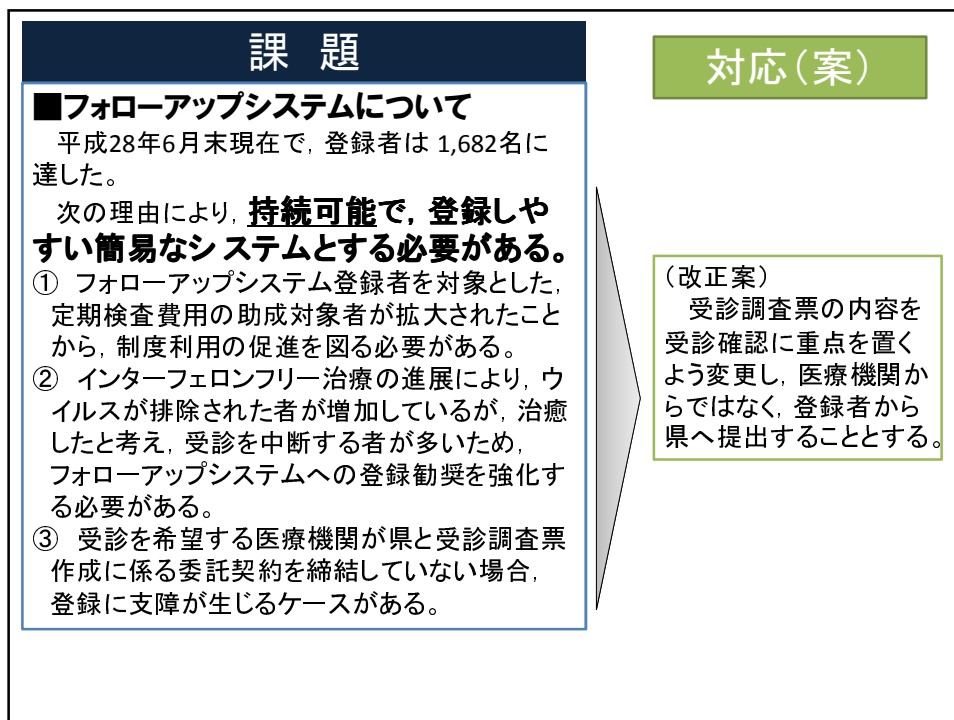
- ◆ 登録者数 1,682 名(平成28年6月末現在)
- ◆ 登録後の受診状況
登録者に対し、年1回受診調査票を送付し、受診した医療機関から受診調査票が県へ提出されることにより、受診を確認

年 度	H26	H27
受診調査票(更新登録用)送付者数	105	940
受診調査票(更新登録用)返送数	52	409
受診率	49.5%	43.5%

現 状

定期検査費用の助成(年2回)

	平成27年度	平成28年度
変更のない要件	フォローアップシステム登録者 ・肝炎治療受給者証を持っていない者(有効期間外の検査費用が対象) ・慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者(治療後の経過観察含む)	
所得制限	住民税非課税世帯に属する者	世帯の市町民税(所得割)が23万5千円未満の者
助成内容	対象となる検査費用全額	①住民税非課税世帯 →対象となる検査費用全額(変更なし) ②住民税非課税世帯以外の慢性肝炎患者 →対象となる検査費用から自己負担額3,000円を除いた額を助成 ③住民税非課税世帯以外の肝硬変・肝がん患者 →対象となる検査費用から自己負担額6,000円を除いた額を助成



肝疾患患者フォローアップシステムの変更点(案)

	現行	改正(案)
登録時の提出書類	登録同意書・受診調査票	登録同意書
登録方法	登録希望者が提出書類を持参のうえ、医療機関を受診し、医療機関が、県へ提出書類を送付	登録希望者(陽性者)が県へ提出書類を提出
登録時の医療機関受診	必要	不要(検査費用の助成を受ける場合は必要)
登録後の受診確認	年1回県から受診調査票を送付	同左
受診調査票の記載者	医療機関	登録希望者

見直しによる問題点

■登録者の減少

受診調査票を登録者が提出することとした場合、肝疾患専門医療機関での登録同意の取得に協力が得られなくなり、登録者が減少する可能性がある。

■登録初年度の受診確認

登録時には登録同意書のみを提出するため、登録初年度の医療機関受診が確認できない。

対応(案)

- 医療機関に、次の点を患者に説明し、引き続き登録勧奨するよう依頼する。
- ・ 定期検査費用の助成を受けるためには、フォローアップシステムへの登録が必要であること。
- ・ インターフェロンフリー治療終了後のフォローアップに有効であること。
- 引き続き、肝炎治療受給者証交付申請時に登録勧奨を行う。

今後の新規登録者の大半は定期検査費用の助成対象者であり、医療機関を受診していると考えられる。
登録翌年度以降は県から受診調査票を送付し、受診確認を行う。

肝炎等検査費用(定期検査)支給申請書の添付書類の変更について(案)

現行	改正案	備考(改正案について)
肝炎等検査費用の助成に係る医療費確認書	同左	
検査を受けた保険医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類(診療明細書)	同左	
世帯全員の住民票の写し	同左	
世帯全員の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町民税(所得割)の課税年額を証する書類	同左	
申請年度又は申請前年度に肝疾患専門医療機関が記入した「広島県肝疾患患者フォローアップシステム医療機関受診調査票」(同意者保管用)の写し	定期検査費用の助成に係る医師の診断書	以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。)については、省略可能

見直しによる問題点

対応(案)

■定期検査費用の助成について

平成29年度からフォローアップシステムの受診調査票の内容を変更した場合、診断書の代替とならないため、平成29年度からの当該事業利用者は診断書作成料を負担する必要が生じる。

定期検査費用請求時の診断書は、病態に変化がなければ、2回目以降の請求時には省略可能とされており、制度変更に伴うものとして理解を求めます。

見直しによるメリット

- **受診する医療機関を自由に選択できるようになる。**
現在は、肝疾患患者フォローアップシステムに登録時及び次年度以降の受診確認時には、医療機関受診調査票作成について、県と委託契約を締結した医療機関を受診する必要がある。
- **医療機関の事務負担が軽減される。**
医療機関が受診調査票を作成する事務負担が軽減される。

この文書は、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」に登録していただいた方を対象に、肝疾患の専門医療機関を受診することを薦めるために毎年お送りしているものです。

調査の御回答を受けて、当方からお問合わせをさせていただく場合があります。

【この調査票に関するお問い合わせ先】

広島県健康福祉局 薬務課 肝炎対策グループ（電話 082-513-3078）

該当するものに○をしてください。

問1 過去1年以内に肝臓の病気に関し専門の医療機関（別紙）を受診しましたか。

1) () はい

ア) 直近の受診日：平成 年 月 日

イ) 医療機関名： _____

ウ) 所在地： _____

2) () いいえ

過去1年以内に専門の医療機関を受診していない方にお聞きします。

問2 専門の医療機関を受診されていないのは、なぜですか。

1) () 症状がないから。

2) () 医療機関に行く時間がないから。

3) () どの医療機関にいけば良いのかわからないから。

4) () かかりつけの医療機関を受診しているから。

5) () 以前、専門の医療機関を受診したときに、もう受診しなくても良いと言われたから。

6) () その他。さしつかえなければ理由を教えてください。

【理由： _____】

過去1年以内に専門の医療機関を受診された方にお聞きします。

問3 説明を受けた診断名を教えてください。

1) () B型無症候性キャリア

5) () C型無症候性キャリア

2) () B型慢性肝炎

6) () C型慢性肝炎

3) () B型肝炎

7) () C型肝炎

4) () 肝がん（B型肝炎ウイルスによる）

8) () 肝がん（C型肝炎ウイルスによる）

問4 現在受けている治療について、お聞きします。

※、ウイルスを排除したり、増殖を抑えたりする、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療を「抗ウイルス治療」といいます。

1) () 現在、治療は受けておらず、経過観察中。

2) () インターフェロン治療を受けている。

3) () インターフェロンフリー治療（C型肝炎の飲み薬による治療）を受けている。

4) () 核酸アナログ製剤治療（B型肝炎の飲み薬による治療）を受けている。

5) () ウルソ、強ミノなどの抗ウイルス治療以外の治療だけを受けている。

過去（1年以上前を含む）にC型慢性肝炎または代償性肝硬変で、抗ウイルス治療を受けた方にお聞きします。

問5 治療を受けた結果について、お聞きします。

- 1) () 抗ウイルス治療を受けて、ウイルスが排除された。
- 2) () 抗ウイルス治療を受けたが、ウイルスは排除されなかった。

要望等があれば記入してください。

お名前 _____

生年月日 _____

住所 _____

記載年月日 _____

ID番号 _____

(封筒の宛名ラベルに記載されている番号を記載してください。)